

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 102 号	平成26年度盛岡市一般会計補正予算 (第 5 号) ……………	1
議案第 103 号	平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	8
議案第 104 号	平成26年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	11
議案第 105 号	平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	14
議案第 106 号	平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	17
議案第 107 号	平成26年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 108 号	平成26年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
議案第 109 号	平成26年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 110 号	盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 111 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	20
議案第 112 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 113 号	盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第 114 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第 115 号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 116 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	28
議案第 117 号	盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例について……………	31
議案第 118 号	盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例について……………	43
議案第 119 号	盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について……………	56
議案第 120 号	盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例について……………	59
議案第 121 号	盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について……………	60
議案第 122 号	盛岡市総合計画の基本構想について……………	62
議案第 123 号	仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	75
議案第 124 号	盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について……………	76
議案第 125 号	盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の 管理を行う指定管理者の指定について……………	77
議案第 126 号	盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	78
議案第 127 号	盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	79
議案第 128 号	盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	80

議案第 129 号	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について……………81
議案第 130 号	大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………82
議案第 131 号	小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………83
議案第 132 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………84
議案第 133 号	損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて……………86
議案第 134 号	市道の路線の認定について……………87
議案第 135 号	専決処分につき承認を求めることについて……………別冊

議案第 102 号

平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,146,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,478,429千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		41,965,091	488,239	42,453,330
	1 市民税	20,769,280	122,087	20,891,367
	2 固定資産税	16,424,796	366,152	16,790,948
11 地方交付税		16,645,076	△476,324	16,168,752
	1 地方交付税	16,645,076	△476,324	16,168,752
15 国庫支出金		18,586,790	67,028	18,653,818
	2 国庫補助金	4,473,151	67,028	4,540,179
16 県支出金		6,090,178	43,113	6,133,291
	2 県補助金	2,758,037	43,113	2,801,150
17 財産収入		450,420	745,345	1,195,765
	2 財産売払収入	303,171	745,345	1,048,516
19 繰入金		1,694,332	△5,171	1,689,161
	2 基金繰入金	1,655,335	△5,171	1,650,164
21 諸収入		1,435,457	15,863	1,451,320
	5 雑入	908,320	15,863	924,183
22 市債		12,461,100	268,757	12,729,857
	1 市債	12,461,100	268,757	12,729,857
歳入	合計	108,331,579	1,146,850	109,478,429

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 12,280,067	千円 715,162	千円 12,995,229
	1 総務管理費	10,374,447	706,059	11,080,506
	2 徴税费	1,156,720	9,103	1,165,823
3 民生費		40,578,304	118,847	40,697,151
	1 社会福祉費	16,220,325	58,330	16,278,655
	2 児童福祉費	15,599,217	53,168	15,652,385
	3 生活保護費	8,758,762	7,349	8,766,111
4 衛生費		7,947,551	34,831	7,982,382
	1 保健衛生費	1,453,259	4,000	1,457,259
	2 清掃費	3,747,712	△4,419	3,743,293
	3 保健所費	2,746,580	35,250	2,781,830
6 農林費		2,280,493	35,522	2,316,015
	1 農業費	1,872,098	33,809	1,905,907
	2 林業費	408,395	1,713	410,108
7 商工費		1,228,685	1,350	1,230,035
	1 商工費	1,228,685	1,350	1,230,035
8 土木費		16,404,058	242,177	16,646,235
	2 道路橋りよう費	4,395,603	167,320	4,562,923
	3 河川費	564,566	△440	564,126

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	9,795,726	73,882	9,869,608
	5 住宅費	1,433,862	1,415	1,435,277
9 消防費		3,601,701	535	3,602,236
	1 消防費	3,601,701	535	3,602,236
10 教育費		9,295,847	△1,574	9,294,273
	6 社会教育費	1,872,650	△1,574	1,871,076
歳	出	合	計	
		108,331,579	1,146,850	109,478,429

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	公園等維持管理総務事務	33,750
10 教育費	2 小学校費	耐震補強事業	292,865

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	36,950
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	16,735
若園町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	6,456
都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	10,251
玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	11,528
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	8,187
中央公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	7,706
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	7,479
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	6,884
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	32,443
玉山総合事務所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	9,380

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	4,885,000	5,112,857	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方法で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	14,400	54,900			
消防施設整備事業債	41,300	41,700			
計	12,461,100	12,729,857			

議案第 103 号

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,094,376千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,885,041	千円 6,271	千円 1,891,312
	1 一般会計繰入金	1,885,040	5,472	1,890,512
	2 基金繰入金	1	799	800
歳入合計		28,088,105	6,271	28,094,376

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 諸支出金		千円 252,709	千円 6,271	千円 258,980
	1 償還金及び還付加算金	252,709	6,271	258,980
歳	出	合	計	
		28,088,105	6,271	28,094,376

議案第 104 号

平成26年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,468,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 3,280,801	千円 37,108	千円 3,317,909
	1 一般会計繰入金	3,023,332	37,000	3,060,332
	2 基金繰入金	257,469	108	257,577
歳入合計		21,431,039	37,108	21,468,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 378,516	千円 37,000	千円 415,516
	1 総務管理費	211,989	22,000	233,989
	3 介護認定審査会費	129,203	15,000	144,203
5 諸支出金		4,006	108	4,114
	1 償還金及び還付加算金	4,006	108	4,114
歳 出 合 計		21,431,039	37,108	21,468,147

議案第 105 号

平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,683,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		千円 6,713	千円 643	千円 7,356
	2 償還金及び還付加算金	6,010	643	6,653
歳 入 合 計		2,683,243	643	2,683,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 6,010	千円 643	千円 6,653
	1 償還金及び還付加算金	6,010	643	6,653
歳	出	合	計	
		2,683,243	643	2,683,886

議案第 106 号

平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	9,142
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	17,742
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	68,647

議案第 110 号

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について
盛岡市防災会議条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例

盛岡市防災会議条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員」の次に「55人以内」を加え、同条第 5 項中第 8 号を第10号とし、第 4 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号の 2 中「消防職員のうちから市長が委嘱する者」を「消防長」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者

第 3 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「第 5 項第 7 号及び第 8 号」を「前項第 9 号及び第10号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 8 項を第 7 項とする。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

防災会議の委員の定数区分を廃止するとともに、委員の定数及び選任区分を改めようとするものである。

議案第 111 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
盛岡市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「 560」を「 430」に、「 860」を「 660」に、「 1,200」を「 900」に、「 500」を「 390」に、「 800」を「 620」に、「 1,100」を「 850」に、「 50」を「 39」に、「 5」を「 4」

に、「 3」を「 2」に、「 490」を「 380」に、「 300」を「 230」に、

1,000
420

を

770
320

 に、「 2,000」を「 1,900」に、

1,000
21

 を

770
16

 に、「 30」を「 23」に、「 45」を「 35」に、「 60」を「 46」に、「 90」を「 70」に、

「 120」を「 93」に、「 210」を「 160」に、

600
1,000

 を

460
770

に、

1,000
610
1,000

 を

930
560
770

 に、「 20」を「 19」に、「 200」を「 190」

に、

1,000
1,000

 を

930
770

 に、「 100」を「 77」に、

政令第 7 条
9 号に掲げ
施設並びに
条第10号に
ける施設及
自動車駐車
政令第 7 条

11号に掲げ
応急仮設建
物

政令第7
9号に掲
施設

政令第7
10号に掲
施設及び
車駐車場

政令第7
11号に掲
応急仮設
物

を

第 同 掲 び 場	建築物	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じ て得た額
第 る 築	上空, トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じ て得た額

条第 げる	建築物	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じ て得た額
条第 げる 自動	建築物		Aに0.02を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じ て得た額
条第 げる 建築	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じ て得た額

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

議案第 112 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市保健所手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の67の 4 の項中「69の 4 の項及び69の 5 の項」を「69の 6 の項及び69の 7 の項」に改め、同表67の 6 の項中「69の 6 の項及び69の 7 の項」を「69の 8 の項及び69の 9 の項」に改め、同表中 69の 7 の項を69の 9 の項とし、69の 2 の項から69の 6 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、69の項の次に次のように加える。

69の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	30,100円
69の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第 4 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	11,600円

別表第 2 の70の項中「の販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、「医薬品販売業許可証書換え交付手数料」を「医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料」に改め、同表71の項中「の販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、「医薬品販売業許可証再交付手数料」を「医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査手数料等を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 113 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

盛岡市駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例

盛岡市駐車場条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「以下同じ。）又は同条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除き、盛岡駅西口地区駐車場において定期に駐車しようとする場合に限る。以下同じ。」を削る。

第8条第2項中「駐車場に自動車を入庫させた者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第9条第2項中「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める」を「前条第1項の駐車料金の額から9割以内の割引をした」に改め、同項各号を削る。

別表第1号の表備考を次のように改める。

備考

- 1 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。
- 2 午前8時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,100円を超えるときは1,100円とし、午後6時から翌日の午前8時まで（午前8時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市駐車場条例別表第1号の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。

提案理由

岩手公園地下駐車場について駐車料金の上限額を設定するとともに、盛岡駅西口地区駐車場について大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車を廃止しようとするものである。

議案第 114 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市改良住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例
盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。
別表市営青山三丁目アパート10号館の項，市営青山三丁目アパート11号館の項及び市営青山三丁目アパート12号館の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，市営青山三丁目アパート10号館，市営青山三丁目アパート11号館及び市営青山三丁目アパート12号館を廃止しようとするものである。

議案第 115 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
盛岡市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（以下「協議会」という。）」を削る。

第 5 条第 1 項中「39万円」を「40万 4,000円」に改め、同条第 2 項中「含む」の次に「。次条第 2 項において同じ」を加える。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 7 条中「（昭和57年法律第80号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び被保険者の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の額を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 116 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について
盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例
盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

「第 4 章 運営協議会

目次中「第 4 章 運営協議会（第13条～第19条）」を 第 1 節 介護保険運営協議会（第13条
第 2 節 地域包括支援センター運営協

～第19条）に、「第20条」を「第28条」に、「第21条～第24条」を「第29条～第32
議会（第20条～第27条）」

条」に改める。

第13条中「以下」の次に「この節において」を加え、第 4 章中同条の前に次の節名を付する。

第 1 節 介護保険運営協議会

第24条を第32条とし、第21条から第23条までを 8 条ずつ繰り下げ、第 5 章中第20条を第28条とす
る。

第19条の次に次の 1 節を加える。

第 2 節 地域包括支援センター運営協議会

（設置）

第20条 法第 115条の46第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」とい
う。）の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支
援センター運営協議会（以下この節において「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包
括支援センターの業務の委託に関すること。
- (2) 包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援（法第58条第 1 項に規定する指定
介護予防支援をいう。以下同じ。）の実施に関すること。
- (3) 法第 115条の23第 3 項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託す
ることができる指定居宅介護支援事業者（法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者
をいう。）の選定に関すること。

- (4) 法第 115条の46第 7 項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。
- (5) 法第 115条の47第 1 項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。
- (6) 包括支援センターの事業内容の評価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。

(組織)

第22条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 115条の32第 1 項に規定する介護サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者
 - (2) 被保険者
 - (3) 第 1 号に掲げる者以外の者で、地域において、高齢者、障害者等の権利擁護の事業、高齢者、障害者等に関する相談に応ずる事業その他の福祉の増進に資する事業に携わるもの
 - (4) 知識経験を有する者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支援センター運営協議会を設置しようとするものである。

議案第 117 号

盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 趣旨及び基本方針（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 7 条～第 32 条）
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）
- 第 5 章 雑則（第 34 条）

附則

第 1 章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（指定居宅介護支援事業者の要件）

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は

特定の居宅サービス事業者による提供に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、法第46条第1項の指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項の介護支援専門員の員数の基準は、1人に、利用者の数が35人を超えて35人又は35人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とする。
- 3 第1項の介護支援専門員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承

諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示

する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する文書の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する文書を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条及び前条の規定に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用について当該居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号の居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する日数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、当該継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定に基づく指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類にあつては、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と、当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定に基づき同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法

律第 192号) 第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) に委託している場合
にあつては、国民健康保険団体連合会) に対し、居宅サービス計画において位置付けられている
指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス (法第41条第6項の規定に基づき居宅介護サー
ビス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に
係る指定居宅サービスをいう。) に関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに
係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村 (当該事
務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会) に対
して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要
介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合は、
当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければ
ならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該
当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、
要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その
他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他
の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他
の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、指定居宅介護支援の事業の
運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という。) として次に掲げる事項を定
めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に、指定居宅介護支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の清潔の保持等)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(運営規程の概要等の掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第16条第12号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするものである。

議案第 118 号

盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 趣旨及び基本方針（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 7 条～第 31 条）
- 第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 32 条～第 34 条）
- 第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）
- 第 6 章 雑則（第 36 条）

附則

第 1 章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（指定介護予防支援事業者の要件）

第 3 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第 4 条 指定介護予防支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、当該目標を踏まえ、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう

配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下「介護予防サービス事業者等」という。）による提供に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、法第58条第1項の指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに指定介護予防支援の提供に当たる1人以上の必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等

について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由がなく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、

他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する文書の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する文書を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため盛岡市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業

務の範囲及び業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定に基づき法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定に基づき介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）に関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業員の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業員にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、指定介護予防支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することができるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に、指定介護予防支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の清潔の保持等)

第23条 指定介護予防支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(運営規程の概要等の掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者であった

者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを当該介護予防サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応等）

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス

又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第33条第13号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条及び前条の規定に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用について当該介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえ、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を総合的に把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際は、当該介護予防サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況及び利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回は、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア サービスの提供を開始する月の翌月から起算して少なくとも3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接することができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行うとともに、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーショ

ン等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する日数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、当該継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類にあつては、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と、当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意事項)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能等の特定の機能の改善のみならず、これらの機能の改善、環境の調整等を通じ、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を期間を定めて設定し、その目標を利用者、指定介護予防サービスを提供する者等と共有すること。

- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者が行うことができる行為は、可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じた様々な専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性のある支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の個々の状況を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能が改善した後もその状態の維持のための支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章まで（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めようとするものである。

議案第 119 号

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員等に係る基準を定めるものとする。

(職員及びその員数)

第2条 担当する区域の第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人以上6,000人未満である地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項の研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 担当する区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。

担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね6,000人以上8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人
おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ2人

3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し、法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域の一部の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると盛岡市地域包括支援センター運営協議会において認められ、かつ、当該一部の区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね3,000人未満である場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによることができる。

担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうち2人。ただし、1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1人

(運営)

第3条 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施することにより、法第9条の被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、盛岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 担当する区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね8,000人以上である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間は、専らその職務に従事する常勤の同条第1項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか1人とすることができる。
- 3 担当する区域の第1号被保険者の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね1万人以

上である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は、専らその職務に従事する常勤の同条第1項各号に掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちいずれか2人とすることができる。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めようとするものである。

議案第 120 号

盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例について

盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例

盛岡市ふるさと学習センター条例（平成7年条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

ふるさと学習センターを廃止しようとするものである。

議案第 121 号

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
 盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 盛岡市屋外スポーツ施設条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表盛岡市立太田スポーツセンターの項を削る。

第 3 条の表盛岡市立太田スポーツセンターの項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「盛岡市立太田スポーツセンター，」を削る。

第 5 条第 1 項中「盛岡市立太田スポーツセンター子供広場及び」を削る。

別表第 1 号中「盛岡市立太田スポーツセンター，」を削り，同号の表中

盛岡市立太田スポーツセンター
 盛岡市立太田テニート

一ツ	運動広場（1時間までごとに）	3,000円	1,500円
	子供広場	無料	
	キャンプ広場		
スコ	テニスコート（1面につき1時間までごとに）	500円	250円

を

盛岡市立太田テニート

テニスコ	テニスコート（1面につき1時間までごとに）	500円	250円
------	-----------------------	------	------

に改め，同表備

考 1 中「盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び」及び「盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に，盛岡市立松園運動広場にあつては」を削り，別表第 3 号中イを削り，ウをイとする。

第 2 条 盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市立松園運動広場」を「盛岡市立松園テニスコート」に改める。

第 3 条の表盛岡市立太田テニスコートの項中「11月30日まで」の次に「（屋内テニスコートにあつては，1月4日から12月28日まで）」を加え，同表盛岡市立松園運動広場の項中「盛岡市立

松園運動広場」を「盛岡市立松園テニスコート」に改める。

第4条第1項第2号中「盛岡市立松園運動広場」を「盛岡市立松園テニスコート」に改める。

別表第1号中「盛岡市立松園運動広場」を「盛岡市立松園テニスコート」に改め、同号の

表中

盛岡市立太田テニスコート	テニスコート（1面につき1時間までごとに）	500円	25
盛岡市立松園運動広場	運動広場（1時間までごとに）	1,500円	75

を

盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	
	屋内テニスコート（1面につき1時間までごとに）	1,200円	
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	

300円	に改め、同表備考を次のように改める。
600円	
300円	

備考 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。

別表第3号に次のように加える。

ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市立太田スポーツセンターを廃止するとともに、盛岡市立太田テニスコート等の使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市総合計画の基本構想について

盛岡市総合計画の基本構想を次のとおり定めるものとする。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市総合計画の基本構想

第 1 基本構想の目的

この構想は、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり、長期的な観点に立ち、社会情勢の変化などを見据えながら、本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すことを目的とします。

第 2 基本構想の目標年次

この構想の目標年次は、平成37年（2025年）とします。

第 3 現状と将来見通し

1 社会の潮流

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行

日本の総人口は、平成17年（2005年）に初めて自然減に転じ、平成19年（2007年）からは減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、人口減少は進行し、平成60年（2048年）には1億人を割ると見込まれています。

また、65歳以上の老年人口は一貫して増え続け、平成22年（2010年）の2,948万人から平成37年（2025年）では3,657万人となり、15年間で709万人増加し、総人口に占める比率も平成22年（2010年）の23.0%から平成37年（2025年）には30.3%へ大きく上昇すると見込まれています。

(2) 経済のグローバル化

世界における貿易・投資の拡大を背景に、産業構造の変化やアジア各地域の急速な経済成長など、あらゆる経済の分野において資本の流動が世界的に広がり、経済のグローバル化が進展しています。

(3) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。こうした動きはさらに進展するものと予測され、経済成長の低下や環境問題、本格的な人口減少社会の到来など、国内のさまざまな社会的課題の解決方法の一つとして、情報通信技術（ICT）の

利活用に対する期待が高まっています。

(4) 地域間格差の顕在化

日本の総人口が減少する一方で、人口が三大都市圏に集中する傾向にあり、地域間格差が顕在化しています。このような現状を踏まえ、国では地方重視の政策を展開する方針を打ち出し、地域の特徴をいかした自立的なまちづくりを推進しています。

(5) 地域コミュニティの活力の低下への懸念

地域コミュニティは、都市部においては、単身世帯の増加や住環境・生活様式の変化、農村部においては、人口流出による影響など、それぞれの事情により、活力の低下が懸念されています。

(6) 安全・安心に対する意識の高まり

近年、局地的な集中豪雨などにより、全国各地で甚大な被害が発生しているほか、国内外で大規模な地震も多発しています。平成23年（2011年）に発生した東日本大震災では、津波や原子力発電所の事故により、東北地方の太平洋沿岸部を中心に広範な地域で甚大な被害を受けました。また、新たな感染症の流行や食の安全に係る事故なども発生しています。これらのことから、国民の安全・安心に対する意識が高まっています。

(7) 環境に対する意識の高まり

地球温暖化の進行、原子力発電所事故による放射性物質汚染の経験などから、環境保全に対する意識や再生可能エネルギーに対する関心が高まるとともに、次世代へ良好な環境を引き継ぐといった意識が高まっています。

(8) 公共施設の老朽化の進行

昭和35年（1960年）頃から、道路や橋りょう、上下水道、学校などの公共施設が集中的に整備されてきましたが、今後は、公共施設の老朽化が進行し、維持管理・更新費の増大が見込まれています。

(9) 公共の担い手の変化

価値観やライフスタイルの多様化に伴い、期待される公共サービスの領域は拡大しています。市民や企業、団体など、それぞれが役割分担をしながら、共に公共を担う動きが進んでいます。

2 盛岡市の特徴

(1) 市勢

本市のまちづくりは、16世紀末からの南部氏による盛岡城築城に始まり、江戸期を通じて城下町として発展しました。その後、明治22年（1889年）には市制を施行し、人口29,190人、面積4.47k㎡の県都盛岡市が誕生しました。

近年の本市は、平成4年（1992年）4月には南に隣接する都南村と、平成18年（2006

年) 1月には北に隣接する玉山村と合併して市域が拡大し、人口約30万人、面積886.47 k㎡の新生盛岡市となりました。また、平成20年(2008年)4月には中核市へと移行しました。

(2) 魅力

本市は、市内から眺望できる岩手山、姫神山、市内を流れる北上川、雫石川、市街地を囲む田園地帯や丘陵地など、豊かな自然や優れた景観を有しています。また、県都として多くの都市機能が集積するとともに、高速交通の結節点としての優位性を持っています。

こうした自然環境と都市機能の調和のもとに、城下町として発展する中で先人が育んできた歴史や文化、美しいまち並み、温かい人情など、さまざまな魅力を備えています。

3 盛岡市の主要な将来見通し

(1) これまでの人口の推移

本市の人口は、平成12年(2000年)をピークに減少傾向でしたが、平成23年(2011年)から増加に転じています。出生数から死亡数を引いた自然増減は、減少傾向ながらも、出生数が死亡数を上回り、自然増で推移していましたが、平成22年(2010年)より自然減に転じています。一方、転入から転出を引いた社会増減は、転出超過で推移していましたが、平成23年(2011年)から転入超過に転じています。

また、年齢3区分の人口は、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少傾向で推移する一方で、65歳以上の老年人口が増加で推移しています。平成12年(2000年)に、初めて老年人口が年少人口を上回り、それ以降、その差を拡大しながら推移しています。

(2) 将来人口

本市の将来人口について、これまでの人口動態や一定の仮定に基づき推計すると、目標年次である平成37年(2025年)における人口は、281,800人と見込まれます。

また、年齢3区分の人口は、年少人口29,900人、生産年齢人口167,400人、老年人口84,500人となり、高齢化率は30.0%と見込まれます。

世帯数は123,400世帯に、一世帯当たりの人口は2.28人に減少すると見込まれます。

就業人口は124,900人となり、産業大分類別では、第一次産業4,600人(3.7%)、第二次産業16,900人(13.5%)、第三次産業103,400人(82.8%)と見込まれます。

(3) 財政見通し

財政見通しについては、現時点の税財政制度を基に、景気の動向や少子高齢社会の進行、就業人口の減少などの影響を踏まえると、目標年次の平成37年までの歳入では、市税の減少や合併に伴う特例措置の終了による普通交付税の減額の影響などにより、減少が見込まれます。

歳出では、人件費や公債費は同程度で推移する一方で、扶助費や介護保険費特別会計への繰出金など、社会保障関係費の増加が見込まれます。

このようなことから、歳入歳出の均衡を保ち、普通建設事業などの投資や、公共施設の長寿命化といった新たな財政需要に対応するため、歳入の増加につながる施策展開や既存事業の見直し、財源の効果的な配分を進めながら、必要な財源の確保に努めていく必要があります。

(4) 土地利用

土地は、市民生活や生産活動を行うための共通の基盤であり、限られた貴重な資源であるとの認識のもとに、適正に保全・活用しながら、総合的で計画的な土地利用を推進して行く必要があります。

田園地域や中山間地域など、自然環境の保全や農地の有効活用を図ってきた地域では、これまでの土地利用を継続しながら、防災や地球環境の保全など、より多面的な機能を発揮できるように配慮する必要があります。また、中心市街地や既成市街地など、宅地や業務用地の提供を図ってきた地域では、人口減少などの社会情勢の変化を捉えた適正で計画的な土地利用を図り、コンパクトで効率的な市街地を形成する必要があります。

4 まちづくりを考える上で重視する視点

今後、まちづくりを考える上で重視する視点を、次のとおりとします。

(1) 若者や女性が住みたくなるまち

生産年齢人口の減少が進む中、まちの活力を維持していく必要があることから、若者にとって暮らしやすい、また女性にとって社会進出や子育てがしやすいなど、若者や女性が住みたくなるまちをつくる視点が重要です。

(2) 高齢者がいきいきと暮らすまち

高齢化が進むことから、高齢者が健康で安心して生活できるように、医療、福祉、都市基盤、地域コミュニティなど、さまざまな面において高齢者の生活に目を向ける視点が重要です。

(3) 人にやさしい安全・安心なまち

多くの市民が「福祉が充実した地域で支え合うまち」や「災害に強い安全なまち」などを望んでいます。このことから、社会情勢が変化する中においても、誰もが健康で生きがいを持ち、地域の人と人がつながり支え合うとともに、災害に強く、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる視点が重要です。

(4) 都市の魅力を引き継がれるまち

人口減少・少子高齢社会の進行や地方分権の推進、グローバル化の進展を背景に都市間競争が激化する中、定住人口の保持や交流人口の増加などにより、まちの活力を維持して

いくためには、本市の持つ美しいまち並みや文化、人材など、地域資源を活用し、都市の魅力をもとに、その魅力を効果的に市内外に発信するなど、選ばれるまちをつくる視点が重要です。

(5) 次世代につなぐまち

社会保障費や公共施設の維持管理コストが増大するなど、次世代への負担の増大が懸念される中、将来に負担を残さないように持続可能なまちをつくる視点が重要です。

また、盛岡の未来を担う子どもや社会を担う人材を育成する視点も重要です。

(6) 東北の拠点となるまち

本市は、交通の結節点という優位性をいかし、産業・経済面をはじめ、教育や医療の分野などにおいて、中枢機能を持ち、広域圏のみならず、県都としての役割を担うとともに、東北における重要な拠点の一つとなっています。また、新たな広域連携の仕組みが制度化されるなど、広域的な取組が重視されているほか、東北においては、産業の振興とともに、東日本大震災からの復興が課題となっています。

このような中、農林業、商工業、観光の振興や中心市街地の活性化を図ることにより、さらに産業・経済面での拠点性を高めるとともに、周辺自治体と連携しながら広域圏、岩手県全体の発展を見据えたまちをつくる視点が重要です。

(7) 共につくるまち

多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民生活の質を維持・向上させていくためには、市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに、それぞれの特徴をいかし、連携しながら協力し合う、協働によるまちづくりを進める視点が重要です。

第4 まちづくりの目標

1 目指す将来像

盛岡市の持つ特徴をいかすとともに、重視する視点を踏まえ、目指す将来像を次のとおりとします。

『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』

市民の誰もがいきいきと暮らし、人の営みを支える産業やにぎわいがまちに活力を生み、盛岡らしさをいかしながら新しい魅力を生み出し、未来に引き継いでいくとともに、市民が盛岡のまちに誇りを持ち、世界の中で盛岡らしさを発揮できる世界につながるまちを目指すものです。

2 基本目標

目指す将来像の実現のため、まちづくりの理念や方向性を表す基本目標を次のとおりとし

ます。

(1) 人がいきいきと暮らすまちづくり

盛岡に定住する人口を保ち、活力ある社会を築いていくため、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、豊富な経験を持つ高齢者が社会のさまざまな分野で活躍できるまちをつくりまします。

また、誰もが、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う共生社会の中で、充実感を持っていきいきと安全に暮らすことのできるまちをつくりまします。

(2) 盛岡の魅力があふれるまちづくり

盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくりまします。

(3) 人を育み未来につなぐまちづくり

長い歴史とともに築いてきた文化や環境などを次世代に引き継ぐため、未来の盛岡を支え、創り、つなぐことのできる人を育むまちをつくりまします。

また、環境への意識が高まる中、豊かな自然環境と快適な都市機能との調和が続く、持続可能なまちをつくりまします。

(4) 人が集い活力を生むまちづくり

人口減少、少子高齢社会の進行とともに、地方の衰退が懸念されている中であっても、活力を生み出し、拠点都市としての役割を十分に果たしていくため、産業の振興や中心市街地の活性化を図るとともに、高次の都市機能の集積を推進し、求心力のあるまちをつくりまします。

また、国際化が進展する中で、世界に通用する優れた人材を育むとともに、多文化共生のまちづくりを進め、世界に開かれた、活力を生むまちをつくりまします。

3 基本目標を達成するための施策

基本目標を達成するための施策を次のとおりとします。

なお、一つの施策が他の基本目標の達成にも関わるものを関係施策とします。

(1) 人がいきいきと暮らすまちづくり

ア 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で、それぞれの個性や尊厳を認め合いながら、共に生活を続けることができるように、地域住民が互いに支え合う地域社会の形成を推進します。

イ 子ども・子育て、若者への支援

子どもの最善の利益を第一に、希望を持って子どもを産み育て、全ての子どもが健

やかに成長できるように、子ども・子育て支援を進めます。

また、困難を抱える若者が自立できるように、社会全体で支援する仕組みを構築します。

ウ 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護予防や認知症対策などを推進するほか、介護サービス提供体制を強化するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

エ 健康づくり・医療の充実

生涯にわたり健やかに暮らすことができるように、健康相談や健康診査などを実施するとともに、医療体制の拡充や医療費を助成するなど、健康づくりと医療の充実を図ります。

オ 障がい者福祉の充実

障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるように、障がいや障がい者への市民の理解と交流を促進するとともに、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

カ 生活困窮者への支援

生活困窮者が自立し安定した暮らしができるように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などによる支援を推進します。

キ 人権尊重・男女共同参画の推進

お互いを理解しながら個人が尊重される社会を実現するため、人権尊重の精神と平和の尊さの意識啓発に取り組むとともに、男女が、均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進します。

ク 安全・安心な暮らしの確保

市民の安全・安心な暮らしを確保するため、自然災害や火災、健康被害など、あらゆる危機に対し強いまちを目指し、防災や防犯対策、消防力の充実などに取り組みます。

ケ 地域コミュニティの維持・活性化

地域コミュニティがこれまで担ってきた多岐にわたる役割を維持し、活動を活性化するため、地縁又は目的を共にする団体などへの支援に取り組みます。

コ 生活環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音などの監視の継続や廃棄物の適正処理などを図り、良好で快適な生活環境の保全に取り組みます。

サ 関係施策（再掲）

「芸術文化の振興」

「スポーツの推進」
「生涯学習の推進」
「社会を担う人材の育成・支援」
「農林業の振興」
「商業・サービス業の振興」
「工業の振興」
「雇用の創出」
「都市基盤施設の維持・強化」
「交通環境の構築」
「国際化の推進」

(2) 盛岡の魅力があふれるまちづくり

ア 歴史・文化の継承

地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります。

イ 芸術文化の振興

誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

ウ スポーツの推進

誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるように、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組みます。

エ 「盛岡ブランド」の展開

盛岡が住みたいまち、住んでみたいまち、訪ねてみたいまちとなるため、盛岡ならではの魅力や価値である「盛岡ブランド」を市民と共に磨き、育み、都市ブランドの確立を目指します。

さらに、効果的に市内外に発信することにより「盛岡ブランド」を展開します。

オ 良好な景観の形成

市民と共に、自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らしい魅力ある景観を保持するなど、良好な景観の形成を図ります。

カ 計画的な土地利用の推進

地域の特性をいかし、機能的で魅力的な都市を形成するため、自然環境の保全と人々の営みとの調和を考慮しながら、コンパクトで効率的な市街地を形成するなど、計画的で適正な土地利用を推進します。

キ 関係施策（再掲）

- 「安全・安心な暮らしの確保」
- 「地域コミュニティの維持・活性化」
- 「生涯学習の推進」
- 「地球環境の保全と自然との共生」
- 「農林業の振興」
- 「商業・サービス業の振興」
- 「工業の振興」
- 「観光の振興」
- 「雇用の創出」
- 「国際化の推進」

(3) 人を育み未来につなぐまちづくり

ア 子どもの教育の充実

子ども一人ひとりの個性をいかし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

イ 生涯学習の推進

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。

ウ 社会を担う人材の育成・支援

将来を担う若い世代や女性がライフスタイルに合わせ、社会のさまざまな場面で活動できるように、人材の育成や情報の提供などの支援に取り組みます。

エ 地球環境の保全と自然との共生

地球環境や豊かな自然を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策やごみの減量化・資源化の推進、水や緑の保全などに取り組み、地球環境の保全と自然との共生を推進します。

オ 関係施策（再掲）

- 「子ども・子育て、若者への支援」
- 「地域コミュニティの維持・活性化」
- 「歴史・文化の継承」
- 「芸術文化の振興」
- 「スポーツの推進」
- 「良好な景観の形成」
- 「計画的な土地利用の推進」

「農林業の振興」

「都市基盤施設の維持・強化」

「交通環境の構築」

「国際化の推進」

(4) 人が集い活力を生むまちづくり

ア 農林業の振興

生産地であり、かつ消費地である地域特性をいかした農林業の展開を図るとともに、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するため、農林業者の経営力の向上や後継者の育成などの支援に取り組みます。

また、農村及び中山間地域の資源や魅力を最大限にいかせるように、都市地域との交流の促進や「食」をいかした農産物の付加価値の増大を図ります。

イ 商業・サービス業の振興

商業の活発な事業活動を展開させるため、地域特性をいかしたにぎわいのある商店街の形成や、生産者、消費者、商業者等の連携の促進、多様なサービス業の育成・活性化の支援など、商業・サービス業の振興を図ります。

ウ 工業の振興

製造業等の活発な事業活動を展開させるため、大学や公的研究機関などとの連携を進めるとともに、企業の新技術や商品開発、海外展開を支援するほか、新事業創出や起業の支援、産業集積基盤の整備、ものづくり人材の育成など、工業の振興を図ります。

エ 観光の振興

盛岡に多くの人々が訪れるようにするため、地域資源を活用した観光地域づくりと広域的な観光交流の促進に努め、積極的な情報発信により、国内外の旅行者やコンベンションの誘致を推進するとともに、祭り・イベントの充実や特産品などの物産の振興、おもてなしの心の醸成や受入態勢の整備など、観光の振興を図ります。

オ 雇用の創出

若い世代を中心とした市民の多様な働く場を確保するため、商工団体等との連携を図るとともに、積極的な企業誘致を展開するほか、創業支援などにより、多様な雇用の創出を図ります。

また、勤労者が安心して働くことができるように、労働環境の向上を促進します。

カ 都市基盤施設の維持・強化

快適な市民生活と活発な産業活動を支えるため、道路や橋りょう、公園、上下水道施設などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化を図ります。

キ 交通環境の構築

幹線道路の整備や公共交通機関の利便性の向上を図るほか、自転車走行環境や歩行環境の整備などに取り組むことにより、総合的な交通体系を確立するとともに、マイカー利用の抑制と公共交通や自転車利用の促進を図り、環境にやさしく快適な交通環境を構築します。

ク 国際化の推進

産業や教育、文化、スポーツなど幅広い分野において、諸外国との交流を促進し、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、外国人が訪れやすく、暮らしやすい環境の整備を進めます。

また、企業の国際競争力向上への支援や国際的に活躍できる人材の育成など、国際化の推進を図ります。

ケ 都市間交流の促進

にぎわいのあるまちを創出するとともに、市民生活の質を高めるため、市民とさまざまな都市や地域の人々との交流を促進します。

コ 関係施策（再掲）

「盛岡ブランドの展開」

「良好な景観の形成」

「計画的な土地利用の推進」

「子どもの教育の充実」

「社会を担う人材の育成・支援」

<まちづくりの目標の体系図>

1 将来像	ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡			
2 基本目標	(1) 人がいきいきと暮らすまちづくり	(2) 盛岡の魅力があふれるまちづくり	(3) 人を育み未来につなぐまちづくり	(4) 人が集い活力を生むまちづくり
3 基本目標を達成するための施策	ア 地域福祉の推進			
	イ 子ども・子育て、若者への支援			
	ウ 高齢者福祉の充実			
	エ 健康づくり・医療の充実			
	オ 障がい者福祉の充実			
	カ 生活困窮者への支援			
	キ 人権尊重・男女共同参画の推進			
	ク 安全・安心な暮らしの確保			
	ケ 地域コミュニティの維持・活性化			
	コ 生活環境の保全			
		ア 歴史・文化の継承		
		イ 芸術文化の振興		
		ウ スポーツの推進		
		エ 「盛岡ブランド」の展開		
		オ 良好な景観の形成		
		カ 計画的な土地利用の推進		
			ア 子どもの教育の充実	
			イ 生涯学習の推進	
			ウ 社会を担う人材の育成・支援	
			エ 地球環境の保全と自然との共生	
			ア 農林業の振興	
			イ 商業・サービス業の振興	
			ウ 工業の振興	
			エ 観光の振興	
			オ 雇用の創出	
			カ 都市基盤施設の維持・強化	
			キ 交通環境の構築	
			ク 国際化の推進	
			ケ 都市間交流の促進	

※ 施策 関係施策

第5 自治体経営の理念

目指す将来像の実現のため、社会情勢や市民ニーズ等に的確に対応しながら、自治体経営に取り組めます。

- (1) 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、市政に関する情報を提供するとともに、市民参画や協働によるまちづくりを推進します。
- (2) 中長期的な展望に立った健全な財政運営と簡素で効率的な組織体制のもとで、公正かつ透明性の高い自治体経営を推進し、信頼性の高い市政を確立します。
- (3) 他の自治体との連携や相互協力のもとに、自律的な自治体経営を推進します。
- (4) 市民の視点で適切に施策等を評価し、常に見直しを行いながら、改革改善に取り組めます。

提案理由

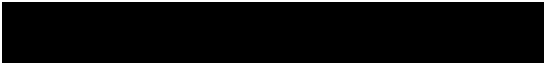
盛岡市総合計画条例（平成25年3月27日条例第3号）第3条第1項の規定に基づき、盛岡市総合計画の基本構想を定めようとするものである。

議案第 124 号

盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市都南体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 
 - (2) 名 称 見前地区体育振興会
- 3 指定期間 平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 126 号

盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市産学官連携研究センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目18番 8 号
 - (2) 名 称 国立大学法人岩手大学
- 3 指定期間 平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市岩手公園

2 指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地



(2) 名 称 特定非営利活動法人緑の相談室

3 指定期間 平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 129 号

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡ふれあい覆馬場プラザ

2 指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名 称 青山地区まちづくり協議会

3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 130 号

大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 大台地区コミュニティセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名 称 大台自治会

3 指定期間 平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 132 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

(4) 住所

氏名

(5) 住所

氏名

(6) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(3) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(4) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(5) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(6) [] に対し、市営 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

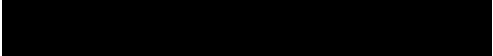

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 1,152,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成22年1月分から平成26年10月分までに係る所得税の源泉徴収に誤りがあり、法定納期限後に所得税を追加納付したことにより生じた延滞税及び不納付加算税である。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 134 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 762	緑が丘三丁目23号線	緑が丘三丁目61番 3 地先	緑が丘三丁目51番78地先
A b 763	緑が丘三丁目24号線	緑が丘三丁目62番 4 地先	緑が丘三丁目62番 7 地先
A b 764	上田堤二丁目14号線	上田堤二丁目57番19地先	上田堤二丁目57番13地先
D b 947	中堤町63号線	中堤町69番54地先	中堤町69番59地先
都 4146	碓堰 7 号線	津志田27地割30番36地先	津志田27地割30番26地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。